

香川大学大学院医学系研究科（博士前期課程）看護学専攻

学位論文審査基準及び審査体制・方法について

香川大学医学系研究科学位規則細則 1 1 条の規定に基づき、学位論文の審査基準及び審査体制・方法を以下のとおり定める。

1. 学位論文審査基準

(1) テーマ設定

- ① 当該分野の発展への貢献
研究目的が、看護あるいは看護学の領域において学術的に貢献するものであること。
- ② オリジナリティ
看護学あるいは看護・医療に関する新規性をもつものであること。

(2) 研究内容とその記述

- ① 目的の明示
研究の目的は述べられており、その目的を達成するためにどのように進めていくのかも明らかであること。
- ② 研究方法の妥当性
研究目的の達成のために、的確な研究対象が設定され、かつ、適切な看護学の知識および科学技術を適用してなされたものであること。
- ③ 研究倫理
研究内容が、生命の尊厳を尊重し、かつ、看護倫理、研究者の倫理を逸脱しないものであること。
- ④ 記述法・ルール
論文の本文は学術的な記述法で書かれ、看護学の領域の学会で一般的に利用されている執筆規定にも従っているものであること。
- ⑤ 結果の考察とまとめ
研究結果を適切に解析し、かつ、収集した看護学的・科学的情報を加え、客観的かつ統合的に最終結論をえたものであること。

(3) 成果

- ① 成果の水準
看護あるいは看護学の領域において有意義な知見や発見を参考資料や得られたデータに基づいて提供していること。

2. 審査体制・方法

(1) 審査体制

学位論文の審査に当たっては、専門委員会で決定した3人の審査委員(主査1人、副査2人)で構成する「学位論文審査委員会」により、学位論文の審査を行い、その結果を専門委員会及び研究科教授会に報告し、審議する。

(2) 審査方法

上記(1)学位論文審査委員会は、修士論文発表会及び論文審査を行い提出された論文について上記「1. 学位論文審査基準」のすべての項目を満たしているか審査し、審査結果の要旨を専門委員会及び研究科教授会に報告する。専門委員会及び研究科教授会は学位論文の審査結果の要旨に基づき、最終的な学位論文の合否判定を行う。